

令和7年11月 定例記者会見

とき 令和7年11月25日（火）
午前10時30分から
ところ 市役所201、202、203会議室

会見次第

- 1 市長あいさつ
- 2 11月定例議会提出案件について
- 3 質疑
- 4 その他

犬山市

目 次

1	とぴっくす	3
2	1 1月定例議会日程（案）	5
3	提出案件数一覧	6
4	条例案件等	9
5	令和 7 年度 1 1 月補正予算について	28
6	令和 8 年 2 月末までの主な行催事	37

1 とぴっくす

犬山城大手門枡形跡を整備します

かつて犬山城の玄関口であった大手門枡形の一部を含む犬山市福祉会館跡地を、史跡犬山城跡整備基本計画（令和7年6月策定）に基づき、史跡として整備します。

■事業内容

○史跡犬山城跡（大手門枡形跡）整備事業の基本設計

《史跡整備基本設計・便益施設基本設計》

・堀や土壘の遺構表示方法、案内板等の解説施設、給排水、電気、照明等設備に関する基本設計を実施

【受注業者：株式会社フジヤマ名古屋支店】

・便益施設（休憩所・トイレ）のデザイン、機能の最適な配置等の基本設計を実施 【受注業者：合同会社斎藤信吾建築設計事務所】

■事業費（令和7年度予算）

○基本設計委託料（史跡整備及び便益施設） 27,500千円

■スケジュール

令和7年度	11月22日	地元説明会、団体ヒアリング等
	1月	市民説明会
	3月	整備基本設計完了
令和8年度	整備実施設計	
令和9・10年度	整備工事	

■特記

○犬山城大手門枡形跡の一部である犬山市福祉会館跡地は9月18日に官報告示され、史跡犬山城跡に追加指定されました。

○市民が集い、憩い、何度でも訪れたくなるよう、この場所を①史跡としての価値を発信する、②犬山城について紹介し来訪者が学習できる、③犬山城を見学する際の起点となる、④江戸時代の入城ルートを体感できる、⑤堀や土壘の規模を体感できるよう整備します。

羽黒中央公園多目的スポーツ広場を リニューアルオープンします

羽黒中央公園多目的スポーツ広場は、人工芝の全面張替工事が完了し、12月2日（火）にリニューアルオープンします。また、リニューアルに併せて、使用料の改定を行います。

■施設概要

- 施設面積：9,600 m²（サッカーコート1面、少年サッカーコート2面、フットサルコート4面に相当する広さです。）
全面人工芝（ロングパイル人工芝）
照明塔6基
- リニューアルした人工芝は、暑さ対策として温度抑制効果が高いカラーチップを採用。

■使用料（照明塔使用料は別料金）

区分	改定前	改定後 (市内利用者)	改定後 (市外利用者)
全面	4,820円	9,070円	10,890円
半面	2,410円	4,540円	5,450円

※市外利用者については、市内利用者の1.2倍の使用料を設定。

※照明塔使用料の改定は行いません。

■特記

- 平成26年6月にオープン以来、初めてのリニューアルです。
- 使用料の一部をスポーツ振興基金に積み立て、施設の改修費に活用します。
- リニューアルに伴う、プレオープンイベントとして、11月30日（日）にFIFA女子ワールドカップドイツ2011優勝メンバーである近賀ゆかり氏を講師に招き、犬山市スポーツ少年団をはじめとした子どもたちを対象にサッカーの実技指導を行う「ミズノヴィクトリークリニック」を開催します。

2 11月定例議会日程（案）

議会期間 22日間（11月28日(金)～12月19日(金)）

日 次	月 日	曜日	開議時刻	摘 要
第 1 日	11. 28	金	午前10時	○再開 ○会議録署名議員の指名 ○議会期間の決定 ○諸般の報告 ○議案上程説明 ○単行案件（第89号議案）に対する 議案質疑・委員会付託・討論・採決 ○請願の委員会付託 ○陳情の委員会送付
第 2 日	29	土		○休 会
第 3 日	30	日		○休 会
第 4 日	12. 1	月		○精 読
第 5 日	2	火		○精 読
第 6 日	3	水		○精 読
第 7 日	4	木	午前10時	○一般質問
第 8 日	5	金	午前10時	○一般質問
第 9 日	6	土		○休 会
第 10 日	7	日		○休 会
第 11 日	8	月	午前10時	○一般質問
第 12 日	9	火	午前10時	○一般質問
第 13 日	10	水	午前10時	○議案質疑
第 14 日	11	木	午前10時	○議案質疑 ○委員会付託
第 15 日	12	金		○全員協議会
第 16 日	13	土		○休 会
第 17 日	14	日		○休 会
第 18 日	15	月		○部門委員会
第 19 日	16	火		○部門委員会
第 20 日	17	水		○部門委員会
第 21 日	18	木		○休 会
第 22 日	19	金	午前10時	○委員長報告 ○同報告に対する質疑 ○討 論 ○採 決

3 提出案件数一覧

提出案件数一覧表

区 分	件 数
1 条 例	1 1 (一部改正1 1)
2 单 行	3
3 補正予算	7 (一般会計1、特別会計4、企業会計2)
計	2 1

令和 7 年 1 月 定例議会 提出議案一覧表

令和 7 年 1 月 28 日

第 78 号議案	犬山市部設置条例の一部改正について
第 79 号議案	犬山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について
第 80 号議案	犬山市「財政状況」の公表に関する条例の一部改正について
第 81 号議案	犬山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第 82 号議案	犬山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第 83 号議案	犬山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第 84 号議案	犬山市火入れに関する条例の一部改正について
第 85 号議案	犬山市道路占用料条例等の一部改正について
第 86 号議案	犬山市水道事業給水条例の一部改正について
第 87 号議案	犬山市下水道条例の一部改正について
第 88 号議案	犬山市火災予防条例の一部改正について
第 89 号議案	工事請負契約の締結について（市民文化会館・南部公民館大規模改修工事）
第 90 号議案	犬山市心身障害者更生施設に係る指定管理者の指定について
第 91 号議案	羽黒中央公園に係る指定管理者の指定について
第 92 号議案	令和 7 年度犬山市一般会計補正予算（第 5 号）
第 93 号議案	令和 7 年度犬山市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
第 94 号議案	令和 7 年度犬山市犬山城費特別会計補正予算（第 2 号）
第 95 号議案	令和 7 年度犬山市木曽川うかい事業費特別会計補正予算（第 2 号）

- 第96号議案 令和7年度犬山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第97号議案 令和7年度犬山市水道事業会計補正予算（第2号）
- 第98号議案 令和7年度犬山市下水道事業会計補正予算（第2号）

4 条例案件等

経営部 総務課

《一部改正》

- 犬山市部設置条例の一部改正について（第78号議案）

【趣旨】

令和8年度機構改革のため、条例の一部を改正するもの。

【機構改革の概要】

健康福祉部を次のとおり分割する。

～R 7		R 8～	
健康福祉部 （健康福祉部長 子ども・子育て監）	福祉課	ふくし部 (ふくし部長)	福祉課
	障害者支援課		障害者支援課
	高齢者支援課		高齢者支援課
	保険年金課		保険年金課
	健康推進課	子ども健康部 (子ども健康部長)	健康推進課
	子育て支援課		子育て支援課
	子ども未来課		子ども未来課

【内容】

行政課題に適切に対応するため、「母子保健に関する業務」と「子育て支援に関する業務」を担う健康推進課、子育て支援課、子ども未来課を健康福祉部から分割し、新たな部を設置することで、責任の明確化、意思決定の迅速化を図り、速やかな対応を可能とする。

【施行日】

令和8年4月1日

《一部改正》

- 犬山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について（第79号議案）

《市民課所管関係》

【趣旨】

地方公共団体情報システムの標準化に伴い、条例の一部を改正するもの。

【内容】

住民基本台帳、地方税等の基幹業務システムについて、国が定める標準化仕様に適合したシステムへ移行することに伴い、地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書に規定する「住登外者宛名番号管理機能」によって行われる事務及び情報連携について、マイナンバーの独自利用事務として追加するもの。

〈用語の説明〉

・住登外者宛名番号管理機能

住登外者を地方公共団体内で個別に特定する番号を付番して管理するための機能

・住登外者

犬山市の住民基本台帳に記録されていないが、行政サービス上記録しておく必要がある個人

例1：市外に住民登録しているが犬山市に不動産を所有しており、犬山市が固定資産税を課税する者

例2：市外の福祉施設への入所に伴い、犬山市の被保険者資格（介護保険など）を継続したまま転出する者

・マイナンバーの独自利用事務

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づき、条例で定めることでマイナンバーを独自に利用する事務

【目的】

地方公共団体情報システムの標準化により、当該システムに住登外者宛名番号管理機能を実装する場合には、マイナンバーの独自利用事務として各自治体の条例に定める必要があることが国から示されたため、これに従い例規の整備を行う。

【施行日】

公布の日

（次ページにつづく）

《保険年金課所管関係》

【趣旨】

母子父子家庭医療費の支給に関する事務に係る個人番号の利用範囲を拡大するため、条例の一部を改正するもの。

【内容】

マイナンバーの独自利用事務として条例に定める母子父子家庭医療費の支給に関する事務について、個人番号の利用範囲に戸籍関係情報を追加し、マイナンバーの情報連携により市外本籍地の申請者の離婚日等の婚姻状況の確認が行えるようにする。

【現状・課題】

母子父子家庭医療費の対象者は、児童扶養手当対象者（以下「児扶」という。）であることが多く、児扶の新規の手続きには戸籍謄本が必要なため、その写しにより婚姻状況を確認し、窓口で母子父子家庭医療費の受給者証を交付している。

しかし、児扶の転入時の手続きでは、児扶担当課が照会をした転入前市町村からの情報を基に母子父子家庭医療費の支給決定を行うことから、当該照会に日数がかかり、受給者証の交付に相当の日数を要している。

そのため、転入の手続時に受給者証の交付を希望する場合には、申請者に戸籍謄本（450円/通）を取得してもらい、それを基に受給者証を交付している。

【効果】

当該事務に係る確認をマイナンバーの情報連携により行うことで、戸籍謄本の添付を不要とし、申請者の手間や費用負担を減らすことができる。

【その他】

マイナンバーの情報連携を開始するには、条例改正後に国機関「個人情報保護委員会」へ事務の届出が必要で、届出後、個人情報保護委員会での審査を経て、情報連携が開始できる見込み。

【施行日】

公布の日

《一部改正》

- 犬山市「財政状況」の公表に関する条例の一部改正について（第80号議案）

【趣旨】

国の法律（※）に基づき実施している財政状況の公表の時期に係る規定の変更等のため、条例の一部を改正するもの。

※ 地方自治法（昭和22年法律第67号）

【内容】

財政状況の公表時期に係る規定を次のとおり改正する。

※ 財政状況の公表は、市役所本庁舎及び出張所前の各掲示板での告示、市ホームページへの掲載、担当課窓口での閲覧により行っている。

改正前 每年6月1日及び12月1日

↓

改正後 每年6月及び12月

【効果】

働き方改革として、財政状況の公表を行う時期を日付指定のものから期間（月）へと見直すことで、告示のためだけに職員が休日に出勤することを避けることができる。

今後、6月1日又は12月1日が土曜日又は日曜日の場合は、その翌開庁日に財政状況の公表を行う。

【その他】

字句の修正等所要の改正を併せて行う。

【施行日】

公布の日

《一部改正》

- 犬山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（第81号議案）

【趣旨】

国の省令（※）等の改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

※ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）

【内容】

①地域限定保育士の追加

放課後児童健全育成事業（いわゆる放課後児童クラブ）を実施するため配置される放課後児童支援員について、その必要資格の1つとして認められている保育士に加え、愛知県が地域限定保育士制度に係る認定を受けた場合には、地域限定保育士も認められるよう要件を緩和する。

（地域限定保育士制度）

登録した都道府県・指定都市においてのみ保育士として業務を行うことができ、登録後3年経過し一定の勤務経験がある場合には、通常の保育士として当該都道府県・指定都市以外でも業務を行うことが可能な資格制度。

地域限定保育士としての登録は、内閣総理大臣の認定を受けた都道府県等のみを行うことができるが、現在、愛知県は当該認定を受けていない。

②児童福祉法の改正に伴う字句の修正

【施行日】

公布の日

《一部改正》

- 犬山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について（第82号議案）

【趣旨】

国の内閣府令（※）等の改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

※ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）

【内容】

①虐待等の定義の整理

特定教育・保育施設の職員に課される児童への虐待等の禁止行為について、各施設の設置根拠となる法律に定められた虐待等の行為がその禁止行為となるよう規定の整理を行う。

（特定教育・保育施設）

子ども・子育て支援制度に基づき、施設型給付を受ける施設として、市町村長の確認を受けた認定こども園、幼稚園、保育所等の施設をいう。

（虐待等の行為を定義する法律）

施設種別	改正前	改正後
保育所		児童福祉法
認定こども園	児童福祉法	認定こども園法（※）
幼稚園		学校教育法により準用する認定こども園法

※ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

②児童福祉法の改正に伴う字句の修正

【施行日】

公布の日

《一部改正》

- 犬山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（第83号議案）

【趣旨】

国の省令（※）等の改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

※ 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）

【内容】

①地域限定保育士の追加

家庭的保育事業等を実施するため配置される職員について、保育士に加え、愛知県が地域限定保育士制度に係る認定を受けた場合には、地域限定保育士も職員になれるよう要件を緩和する。

〈家庭的保育事業等〉

原則3歳未満の子どもを保育する事業を行う者で、同事業には、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の4つの事業類型がある。

※ 市町村のニーズに応じて3歳以上児の受入れも可能

〈地域限定保育士制度〉

P. 13 参照

②利用乳幼児への健康診断を省くことができる要件の追加

家庭的保育事業者等が利用乳幼児に対し行わなければならない利用開始時や定期、臨時の健康診断について、市町村が実施する健康診査の内容が当該健康診断に相当すると認められる場合には、その相当する部分の健康診断を行わないことができるものとする（当該健康診査の結果の把握は必要）。

③児童福祉法の改正に伴う字句の修正

【その他】

現在、犬山市から認可を受けて家庭的保育事業等を実施する事業者はなし。

【施行日】

公布の日

《一部改正》

- 犬山市火入れに関する条例の一部改正について（第84号議案）

【趣旨】

火入れを中止すべき条件の追加等のため、条例の一部を改正するもの。

【内容】

火入れを行ってはならない条件及び火入れ中であっても消火をしなければならない条件として、林野火災に関する注意報（通称：林野火災注意報）を発令した場合を追加する。

〈火入れ〉

森林法第21条に規定する火入れのことで、土地の利用上の目的（造林のための地ごしらえ、開墾準備、害虫駆除、焼畑、採草地の改良）をもって、その土地の上にある立木竹、雑草、堆積物等を面的に焼却する行為をいう。

〈林野火災注意報〉

気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるとときに市長が発令する注意報をいう。（P. 20 参照）

【効果】

林野火災注意報を発令した場合に、該当区域での火入れの中止を指示することで、林野火災の発生を未然に防ぐことができる。

【その他】

字句の修正等所要の改正を併せて行う。

【施行日】

令和8年1月1日（第88号議案の犬山市火災予防条例の一部改正と同日）

《一部改正》

- 犬山市道路占用料条例等の一部改正について（第85号議案）

【改正する条例】

条番号	条例名	改正箇所
第1条	犬山市道路占用料条例	別表
第2条	犬山市準用河川占用料条例	別表第1
第3条	犬山市都市公園条例	別表第2
第4条	犬山市法定外公共用物の管理に関する条例	別表第1

【趣旨】

道路占用料等の額を改定するため、条例の一部を改正するもの。

【内容】

国の政令（※）の改正に伴い、国は令和5年度から、愛知県は令和7年度から道路占用料等の額の改定がされた。これを受け、道路占用料の額の見直しを行うもの。（道路占用料の額は、県に準ずる。）

また、政令に定める道路占用料の各単価は、河川法や都市公園法等に規定される使用料等の基準とされていることから、犬山市の道路占用料の額に準じて準用河川占用料、都市公園使用料、法定外公共用物使用料の額についても併せて改定を行う。

※ 道路法施行令（昭和27年政令第479号）

【料金改定後の歳入影響見込額】

占用料等の名称	令和6年度実績		改定後の影響見込額 (令和6年度件数実績より試算)
	有料件数	歳入決算額	
道路占用料	272	33,776,781円	1,100千円増額
準用河川占用料	2	6,126円	0.2千円増額
都市公園使用料	29	1,780,058円	2千円増額
法定外公共用物使用料	117	4,466,515円	250千円増額

【近隣市町の状況】

占用料等の一部改正について、愛知県内の他市町村も犬山市と同様に、愛知県に準じて令和8年度からの施行を予定している。

【施行日】

令和8年4月1日

《一部改正》

○ 犬山市水道事業給水条例の一部改正について（第86号議案）

【趣旨】

能登半島地震等近年の災害の状況を受けた国からの助言を受け、災害等の非常時における給水装置工事の施行者に関する特例を設けるため、条例の一部を改正するもの。

【内容】

災害等非常時においては、犬山市が指定している給水装置工事事業者（指定水道工事店）でなくとも、他自治体の水道事業により指定された給水装置工事事業者（応援に入った他自治体が直営で施工する場合を含む。）であれば、給水装置工事を行うことができる特例規定を追加する。

【現状・課題】

水道の工事においては、犬山市を含め各自治体は条例により、宅内の給水管等（給水装置）の工事について、自治体の直営又は当該自治体の指定する指定給水装置工事事業者による施工を義務付けている。

能登半島地震では、配水管（水道管の本管）が復旧しても、個人が管理する宅内配管（給水装置）の復旧が遅れ、水道が使用できない状況が長期化する状況が見られたことについて、国土交通省は、①地元の業者の数が被害件数に比して少ない、②業者自身が被災した、③工事需要が集中した等をその理由に掲げて、災害等非常時においては他の自治体の指定を受けた給水装置工事事業者であっても施工を認める特例を設けるよう各自治体水道事業に求める通知を発出した。

【目的・効果】

近年激甚化する災害の状況を踏まえ、あらかじめ条例に特例を定めておくことで、被災した場合において他自治体の指定給水装置工事事業者を受け入れができる。

【近隣の改正状況（予定を含む。）】

9月議会 江南市 12月議会 一宮市、岩倉市、丹羽広域事務組合
3月議会 春日井市、小牧市

【施行日】

公布の日

《一部改正》

○ 犬山市下水道条例の一部改正について（第87号議案）

【趣旨】

能登半島地震等近年の災害の状況を受けた国からの助言を受け、災害等の非常時における排水設備等の工事の施行者に関する特例を設けるため、条例の一部を改正するもの。

【内容】

災害等非常時においては、犬山市が指定している排水設備指定工事店（指定工事店）でなくとも、他自治体の下水道事業により指定された指定工事店であれば、区域内の排水設備工事を行うことができる特例規定を追加する。

【現状・課題】

下水道の排水設備工事においては、犬山市を含め各自治体は条例により、それぞれの市町村長の指定する指定工事店による施工を義務付けている。

能登半島地震では、個人宅等の排水設備の被害が多数発生した事に加え、指定工事店自身の被災や復旧工事需要の集中等により指定工事店の確保が困難な状況となり復旧が遅れる状況が長期化した。

これを踏まえて、災害等非常時の排水設備工事の円滑な実施を図るため、他の市町村長が指定した指定工事店による工事の実施を可能にすることにより、個人宅内排水設備の復旧に対応する工事店を確保する必要がある。

そのため、災害等非常時において、指定工事店等の確保が困難である場合には、他の市町村長の指定を受けた指定工事店による工事を、特例的に認める規定を設けるよう国土交通省が各市町村に通知を発出した。

【目的・効果】

近年激甚化する災害の状況を踏まえ、あらかじめ条例に特例を定めておくことで、被災した場合において他の市町村長が指定する指定工事店を受け入れができる。

【近隣の改正状況（予定を含む。）】

9月議会 江南市、大口町、扶桑町 12月議会 一宮市、岩倉市

3月議会 春日井市、小牧市

【施行日】

公布の日

《一部改正》

○ 犬山市火災予防条例の一部改正について（第88号議案）

【趣旨】

林野火災の予防に関する事項等について定めるため、条例の一部を改正するもの。

【内容】

①林野火災の予防に関する事項

気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるときは、市長が林野火災注意報を発し、区域を指定して火の使用制限に関する努力義務を課すことができるとしている。

また、林野火災警報（気象の状況が林野火災注意報の発令基準に達し、かつ、気象庁より強風注意報が発表された場合に市長が消防法に基づき発令する火災警報）の発令時においては、市長は区域を指定して火の使用を制限することができるとしている。

②火災警報発令中における制限の整理

火災警報の発令中に屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉鎖する必要があったが、現代社会における一般住宅などで使用される設備や器具の性能等を踏まえ、当該規制を削除する。

③火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等に関する事項

火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為にたき火が含まれることを明確化する。

また、消防長は、火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのあるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができるとしている。

【効果】

令和7年2月26日に発生した大船渡市林野火災のような大規模な火災に備え、林野火災に関する警報や注意報についての取扱いを整備することで、的確な注意喚起や制限により火災予防の実効性をより高めることができる。

【施行日】

令和8年1月1日

《工事請負契約の締結》

- 工事請負契約の締結について（市民文化会館・南部公民館大規模改修工事）
(第89号議案)

【趣旨】

市民文化会館・南部公民館大規模改修工事に係る請負契約を締結するにあたり
犬山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和3
9年条例第2号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

【内容】

- 工事名 市民文化会館・南部公民館大規模改修工事
○請負契約金額 金406,824,000円
○受注者 波多野工務店・安達建築特定建設工事共同企業体
○契約の方法 事後審査型一般競争入札
○執行年月日 令和7年11月7日
○入札参加者 2者
○工定期 議決の日の翌日～令和8年10月31日
○工事概要 市民文化会館：SRC造 3階建て 延べ面積 4,538.44m²
南部公民館：SRC造 2階建て 延べ面積 2,491.09m²
主な工事概要
・特定天井改修
・舞台ロープ更新
・電気設備一部更新
・トイレ改修
・照明LED化
・展示室クロス張替

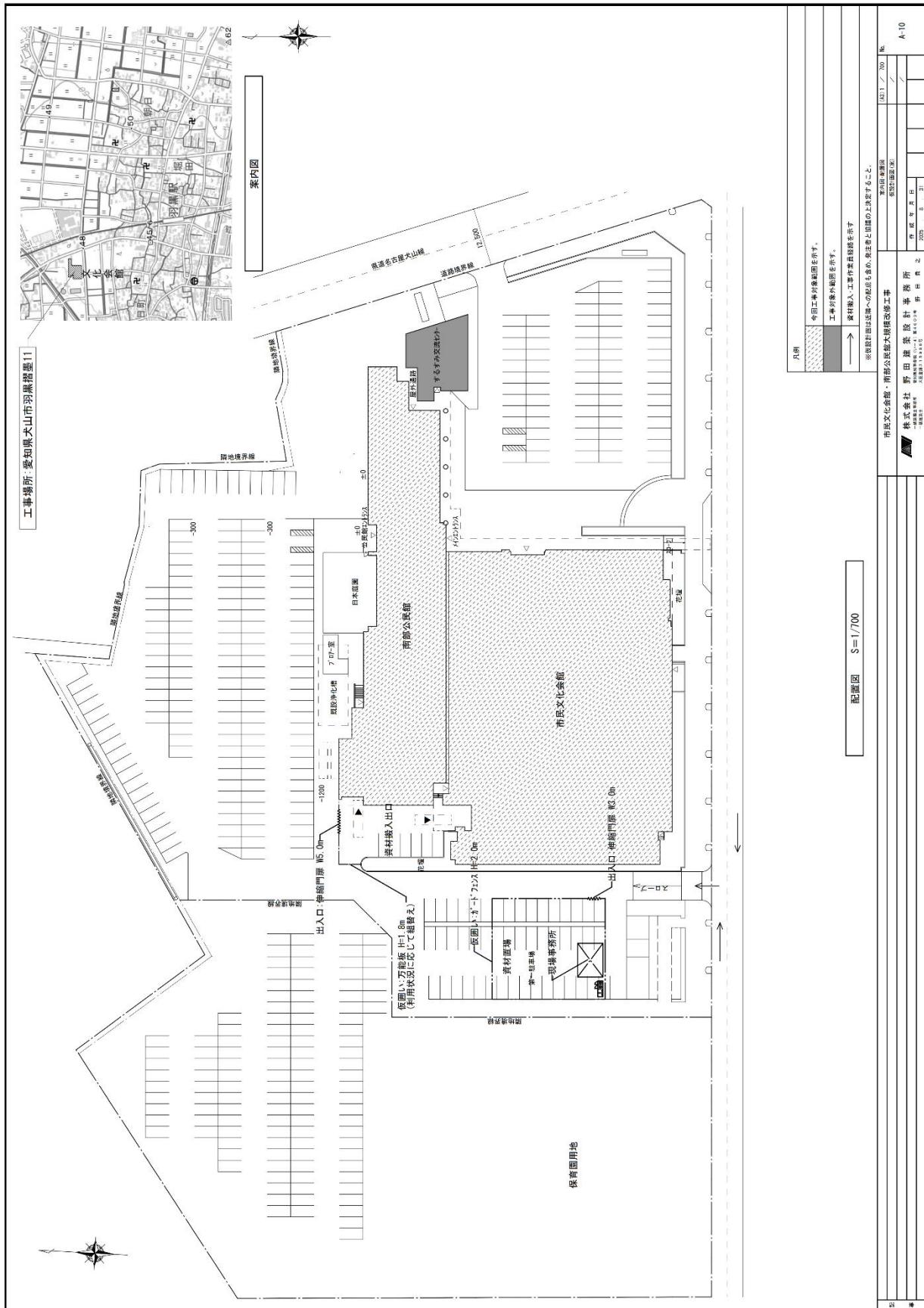
【概略スケジュール】

- 工事着手 令和8年3月
・市民文化会館大ホール休館 令和8年3～6月
・南部公民館1階展示室休館 令和8年4～5月
・南部公民館講堂休館 令和8年7～9月
・その他全館停電に伴い1週間の休館を予定
(受変電設備・高压ケーブル更新)
○工事完了 令和8年10月
○全館リニューアルオープン 令和8年11月

(次ページにつづく)

一般競争入札執行調書

上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が法令上の申込に係る価格である。



《指定管理者の指定》

- 犬山市心身障害者更生施設に係る指定管理者の指定について（第90号議案）

【趣旨】

犬山市心身障害者更生施設の指定管理者を指定するにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

【内容】

犬山市心身障害者更生施設は、平成18年度から5年間ごとに社会福祉法人まみずの里を指定管理者として指定している。現在の指定管理期間が令和8年3月31日で満了となるため、質が高く安定したサービスの継続を目的として、引き続き、同法人を指定管理者に指定するもの。

○指定管理者となる法人

名 称：社会福祉法人 まみずの里 理事長 日比野 良太郎
法人の所在地：犬山市字牛岩37番地1

○指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

○選定経過

犬山市公の施設指定管理者選定審議会
日時 令和7年10月29日
議事 指定管理者制度及び事業の概要説明、指定期間の実績報告と評価
専門的な知識や技術、緊急時のバックアップ体制保持など、指定管理者制度のメリットを活かしつつ、施設利用者との信頼関係の観点から、犬山市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年条例第12号）第2条第1項ただし書及び第2項により、「社会福祉法人まみずの里」を指定管理者の候補者として選定

（次ページにつづく）

○選定概要

指定期間	5年間
審議会委員の構成	指定管理者決定後公表
協議した法人の数	1
指定管理者候補者	社会福祉法人 まみずの里
指定管理料	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく介護給付費及び特例介護給付費の額

【その他】

指定管理者の指定の議決後、業務の詳細事項について協議を行い、協定を締結予定

《指定管理者の指定》

- 羽黒中央公園に係る指定管理者の指定について（第91号議案）

【趣旨】

羽黒中央公園の指定管理者を指定するにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

【内容】

羽黒中央公園の指定管理者の指定管理期間が令和8年3月31日で満了となるため、管理運営を効率的、かつ、効果的に行うため、公募型プロポーザル方式を実施し、下記の者を指定管理者に指定するもの。

○指定管理者となる団体

名 称：犬山市スポーツネットワーク
構成員（代表者）：ミズノスポーツサービス株式会社
代表取締役 薬師寺 洋彰
構成員：美津濃株式会社
代表取締役社長 水野 明人

所在地：大阪市中央区北浜四丁目1番23号

○指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

○選定経過

- (1) 第1回犬山市公の施設指定管理者選定審議会
日時 令和7年9月16日
議事 審議会の運営について
羽黒中央公園指定管理の状況について
募集要項（案）、業務仕様（案）及び審査基準（案）の審議
- (2) 第2回犬山市公の施設指定管理者選定審議会
日時 令和7年11月13日
議事 提案者のプレゼンテーション審査
提案審査
審査項目（11項目）について適否の審査を行い、各委員による総合評価後、全体としての総合評価を行い、指定管理者の候補者を選定
(次ページにつづく)

○選定概要

■募集時点

申請受付期間	令和7年9月26日から令和7年11月4日まで
指定期間	5年間
指定管理料（上限額）	637,150千円
指定管理者の自主事業	可能
評価の基準	公表
審議会委員の構成	指定管理者決定後公表

■選定時点

施設見学会	実施
施設見学会参加数	4
申請数	1
指定管理者候補者	犬山市スポーツネットワーク
提案価格（上限額比）	630,740千円（98.99%）

【その他】

- ・指定管理者の指定の議決後、業務の詳細事項について協議を行い、協定を締結予定
- ・債務負担行為は、令和7年度一般会計補正予算（第4号）に計上済
- ・指定管理料は、令和8年度一般会計予算に計上予定

5 令和7年度11月補正予算について

○ 予算規模

総予算（企業会計を含む）

3億2, 367万8千円を増額補正
補正後予算額 → 530億1, 984万4千円
(補正予算前予算と比較して約0. 614%の増)

一般会計

3億2, 482万5千円を増額補正
補正後予算額 → 322億8, 309万2千円
(補正予算前予算と比較して約1. 016%の増)

特別会計

122万円を減額補正
補正後予算額 → 148億9, 657万円
(補正予算前予算と比較して約0. 008%の減)

企業会計

7万3千円を増額補正
補正後予算額 → 58億4, 018万2千円
(補正予算前予算と比較して約0. 001%の減)

令和7年11月定例議会 会計別補正予算額一覧表

(単位:千円)

会計名	当初予算額	補正前の 予算額	補正予算額	補正後の 予算額
			第5号	
一般会計	30,979,234	31,958,267	324,825	32,283,092
特別会計	国民健康保険 特別会計	6,668,427	6,804,071	0
	大山城費 特別会計	324,802	422,610	0
	木曽川うかい 事業費特別会計	65,658	65,658	△ 1,220
	介護保険 特別会計	5,639,051	5,749,579	0
	後期高齢者医療 特別会計	1,844,182	1,855,872	0
	小計	14,542,120	14,897,790	△ 1,220
企業会計	水道事業会計	1,810,198	1,810,182	73
	下水道事業会計	4,031,650	4,029,927	0
	小計	5,841,848	5,840,109	73
	合計	51,363,202	52,696,166	323,678
				53,019,844

※ 水道事業会計及び下水道事業会計の予算額は、収益的収支の収入額と資本的収支の支出額の合計額です。

◎ 一般会計補正予算（第5号）に計上した主な事業

総務部 経営改善課

《一般会計》

○ ふるさと犬山応援寄附金（ふるさと納税推進）

歳出：補正予算要求額 41,613千円

（ふるさと犬山応援基金積立金）

歳入：補正予算要求額 100,000千円

歳出：補正予算要求額 100,000千円

【補正理由】

令和7年9月末時点の寄附実績（286,783千円）を基にした推計より、令和7年度のふるさと犬山応援寄附金の増加が見込まれていることから、寄附額に応じた支出となる報償費等と、ふるさと犬山応援基金の積立額を増額するもの。

【内容】

・ふるさと納税推進

ふるさと納税記念品代、ポータルサイトの利用手数料及び運営業務委託料

・ふるさと犬山応援基金積立金

基金への積立金

【効果】

ふるさと犬山応援寄附金の受付業務や記念品の提供など、ふるさと納税に関する業務を円滑に実施するとともに、寄附金額に応じた適切な基金への積立てを行うことができる体制が確保できる。

【概略スケジュール】

・寄附の受付業務、記念品の提供などは随時

・ふるさと犬山応援基金への積立は令和8年1月、5月に積立て予定

（次ページにつづく）

【要求額の積算内容】

○ふるさと納税推進

＜歳出 41,613千円＞

報償費 ふるさと納税記念品	30,000千円
役務費 手数料	1,022千円
委託料 ふるさと納税ポータルサイトサービス委託料	10,591千円

○ふるさと犬山応援基金積立金

＜歳入 100,000千円＞

寄附金 ふるさと犬山応援寄附金	100,000千円
-----------------	-----------

＜歳出 100,000千円＞

積立金 ふるさと犬山応援基金積立金	100,000千円
-------------------	-----------

《一般会計》

○ 公益的内部通報窓口委託事業（人事管理）

歳出：補正予算要求額

99千円

【補正理由】

平成18年9月に犬山市内部通報の処理に関する要綱を施行し、市職員等が法令違反や不正行為などを発見した際に、総務課長を内部通報の窓口として通報する制度を設けた。この内部通報窓口に加え、外部通報窓口を設置することで、通報処理の公正さや信頼性が高まることが期待できる。そのため、弁護士による外部窓口を設けるための委託料を計上するもの。

【内容】

内部通報の外部窓口として、弁護士と委託契約を行う。

※府外（例：弁護士等）に内部通報窓口を設置している愛知県の自治体

岩倉市、半田市、西尾市、安城市、あま市、東浦町

【効果】

これまで内部通報の窓口は総務課長のみであったが、弁護士による外部窓口を設置することにより、通報処理の公正さや信頼性が高まることが期待できる。

【概略スケジュール】

令和7年12月下旬 委託契約

令和8年 1月 委託契約開始（内部通報外部窓口の開始）

犬山市情報ネットや、ホームページ等を通じて外部通報窓口の設置について周知を図る。

【要求額の積算内容】

＜歳出 99千円＞

委託料 公益的内部通報窓口処理業務委託料 99千円

《一般会計》

○ 保健事業用備品購入（健康づくり推進・母子健康づくり）

歳入：補正予算要求額 548千円

歳出：補正予算要求額 548千円

【補正理由】

明治安田生命保険相互会社が令和2年度より展開している「地元の元気プロジェクト」の一環である「私の地元応援募金」より、従業員からの募金に会社の寄附を上乗せし、547,697円の寄附があった。については、地域住民の健康増進を目的とした寄附との意向に基づき、健康事業の運用に役立てるため備品等購入費等を計上するもの。

【内容】

健康づくり推進

- | | |
|---------------------------|------|
| ①デジタル握力計 | 1台 |
| ②食育 SAT システム用パソコン | 1台 |
| ③食育 SAT システムフードモデル（追加セット） | 1セット |
| ④ロコモテスト用ボックス | 1セット |
| ⑤ピンマイク | 1台 |

母子健康づくり推進

- | | |
|--------------------|------|
| ①妊娠シミュレータ（妊婦体験スーツ） | 1セット |
|--------------------|------|

【効果】

購入する物品は、栄養価計算や妊婦体験など、市民を対象とした体験事業で活用するものであり、市民の健康増進につながるものである。

【概略スケジュール】

予算成立後、速やかに購入し利活用する予定。

(次ページにつづく)

【要求額の積算内容】

○健康づくり推進

＜歳入 460千円＞

寄附金 保健衛生費寄附金 460千円

＜歳出 460千円＞

需用費 消耗品費 16千円

備品購入費 事業用備品購入費 444千円

○母子健康づくり

＜歳入 88千円＞

寄附金 保健衛生費寄附金 88千円

＜歳出 88千円＞

備品購入費 事業用備品購入費 88千円

《一般会計》

○ 寄附による物品購入（小学校管理、中学校管理）

歳入：補正予算要求額 1,000千円

歳出：補正予算要求額 1,000千円

【補正理由】

安田電業株式会社（犬山市大字犬山字東山下）から犬山市の教育振興に役立てて欲しいと、創業50周年を記念して100万円の寄附があった。寄附者の意向に基づき、小学校、中学校の物品で使用する消耗品及び備品購入費を計上するもの。

【内容】

<小学校分>

0型室名札	3組	犬山北小学校
ビッグファン	3台	城東小学校
アレルバスターマットレス	1枚	今井小学校
電動ホッヂキス	2台	羽黒小学校
清掃道具入れ	1台	池野小学校
スマート液晶視力計	1台	東小学校
ブックトラック	2台	犬山西小学校

<中学校分>

身長計付体重計	1台	犬山中学校
視力検査機	1台	城東中学校
液晶視力計（専用架台付）	1台	南部中学校
スタンダードスクリーン	5個	東部中学校

【効果】

学校物品を購入することで教育環境を向上させる。

【概略スケジュール】

予算成立後、速やかに購入し利活用する予定。

(次ページにつづく)

【要求額の積算内容】

○小学校管理

<歳入 542千円>

寄附金 教育総務費寄附金 542千円

<歳出 542千円>

需用費 消耗品費 129千円

備品購入費 施設用備品購入費 413千円

○中学校管理

<歳入 458千円>

寄附金 教育総務費寄附金 458千円

<歳出 458千円>

需用費 消耗品費 77千円

備品購入費 施設用備品購入費 381千円

6 令和8年2月末までの主な行催事

名称等	ユーカリで作るクリスマスリース		
実施期間	11月29日 (土)	時間	14:00 ~ 15:30
場所	犬山市立図書館 2階ボランティアルーム		
担当所属	文化推進課		
主催	シンエイライフ犬山ライブラリー（犬山市立図書館）		
名称等	年末の交通安全県民運動		
実施期間	12月1日 (月) ~ 12月10日 (水)		
場所	市内一円		
担当所属	防災交通課		
主催	犬山市・犬山警察署		
名称等	年末の交通安全運動		
実施期間	12月1日 (月)	時間	9:30 ~ 10:30
場所	市民文化会館		
担当所属	防災交通課		
主催	犬山市・扶桑町・犬山警察署		
名称等	企画展 地域に眠る文化遺産in栗栖		
実施期間	12月2日 (火) ~ 3月29日 (日)	時間	9:00 ~ 17:00
場所	青塚古墳史跡公園 通路展示スペース		
担当所属	歴史まちづくり課		
主催	犬山市教育委員会		
名称等	犬山橋竣工100周年記念企画展「犬山橋—View of INUYAMA BRIDGE—」		
実施期間	12月4日 (木) ~ 1月28日 (水)	時間	9:00 ~ 17:00
場所	城とまちミュージアム（市文化史料館本館）		
担当所属	歴史まちづくり課		
主催	犬山市教育委員会		
名称等	県内一斉大監視		
実施期間	12月5日 (金)	時間	7:30 ~ 8:00
場所	市内一円		
担当所属	防災交通課		
主催	犬山市・犬山警察署		
名称等	歴史ミニセミナー		
実施期間	12月7日 (日)	時間	14:00 ~ 15:30
場所	犬山市立図書館 2階視聴覚室		
担当所属	文化推進課		
主催	シンエイライフ犬山ライブラリー（犬山市立図書館）		

名称等	古墳のしめ縄をつくろう！		
実施期間	12月14日 (日)	時間	10:00 ~ 11:30
場所	青塚古墳ガイダンス施設 研修室		
担当所属	歴史まちづくり課		
主催	青塚古墳を見守る会・ニワ里ねっと		
名称等	犬山城みらいサポーターの活動		
実施期間	12月14日 (日)	時間	10:00 ~ 12:00
場所	犬山城		
担当所属	歴史まちづくり課		
主催	犬山市教育委員会		
名称等	犬山春待ちめぐり		
実施期間	12月20日 (土) ~ 2月28日 (土)		
場所	犬山市内参加店舗		
担当所属	観光課		
主催	犬山観光プロモーション協議会		
名称等	叙勲・褒章受章者祝賀会		
実施期間	12月24日 (水)	時間	13:30 ~ 14:00
場所	市役所4階 市長応接室		
担当所属	企画広報課		
主催	犬山市		
名称等	子ども司書クラブ		
実施期間	12月25日 (木)	時間	10:30 ~ 12:00
場所	犬山市立図書館 2階ボランティアルーム		
担当所属	文化推進課		
主催	シンエイライフ犬山ライブラリー(犬山市立図書館)		
名称等	読み聞かせボランティア養成講座①		
実施期間	1月11日 (日)	時間	14:00 ~ 15:30
場所	犬山市立図書館 2階視聴覚室		
担当所属	文化推進課		
主催	シンエイライフ犬山ライブラリー(犬山市立図書館)		
名称等	史跡犬山城跡(犬山城入口ゾーン)整備事業市民説明会		
実施期間	1月11日 (日)	時間	15:00 ~ 17:00
場所	犬山市役所2階205会議室		
担当所属	歴史まちづくり課		
主催	犬山市教育委員会		

名称等	令和8年新年交礼会		
実施期間	1月16日 (金)	時間	10:30 ~ 11:30
場所	犬山市民交流センター 4階フロイデホール		
担当所属	企画広報課・総務課		
主催	犬山市・犬山商工会議所		
名称等	本の修理教室		
実施期間	1月18日 (日)	時間	14:00 ~ 16:00
場所	犬山市立図書館 2階学習室		
担当所属	文化推進課		
主催	シンエイライフ犬山ライブラリー（犬山市立図書館）		
名称等	令和7年度犬山歴史まちづくりセミナー		
実施期間	1月25日 (日)	時間	14:00 ~ 16:00
場所	犬山市役所 2階 205会議室		
担当所属	歴史まちづくり課		
主催	犬山市教育委員会		
名称等	ペット避難所開設訓練		
実施期間	1月27日 (火)	時間	14:00 ~ 16:00
場所	楽田ふれあいセンター		
担当所属	防災交通課		
主催	犬山市		
名称等	藤田浩子氏講演会		
実施期間	1月31日 (土)	時間	14:00 ~ 15:30
場所	犬山市立図書館 2階学習室		
担当所属	文化推進課		
主催	シンエイライフ犬山ライブラリー（犬山市立図書館）		
名称等	読み聞かせボランティア養成講座②		
実施期間	2月15日 (日)	時間	14:00 ~ 15:30
場所	犬山市立図書館 2階視聴覚室		
担当所属	文化推進課		
主催	シンエイライフ犬山ライブラリー（犬山市立図書館）		